

ID: 171

担当部署: まちづくり振興課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	姥ヶ懐民話の里条例 第11条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第22号		
<b>【基準】</b>			
<p>第11条及び準用する村田町都市公園条例第12条の規定による。                  (使用料)</p> <p>第11条 第5条及び第10条の規定により許可を受けた者の使用料は、村田町都市公園条例(平成7年村田町条例第3号)第10条から第12条までの規定を準用する。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 町長は、公園施設の使用者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他町長が必要と認めた場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日